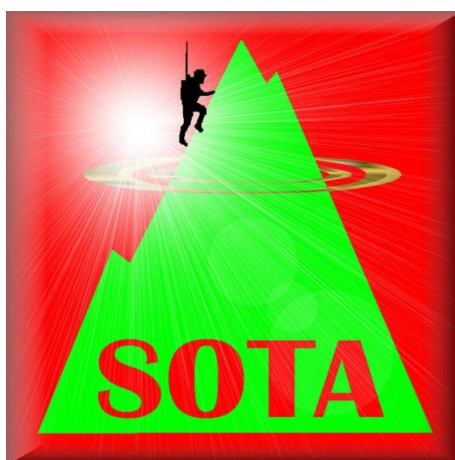


Summits on the Air

General Rules

(日本語版)



Document Reference	Uncontrolled
Issue number	1.21_JA
Date of issue	01-Jun-2022 Translation 18 September 2022

Authorised	Uncontrolled version, Translated in SOTA JA
Association Manager	Toru Kawauchi (JA1CTV)
Summits-on-the-Air	an original concept by G3WGV and developed with G3CWI

Notice

“Summits on the Air” SOTA and the SOTA logo are trademarks of the Programme. This document is copyright of the Programme. All other trademarks and copyrights referenced herein are acknowledged.

Table of contents

内容

1. 更新履歴（日本語版）	4
2. 用語定義.....	4
3. プログラム規定.....	6
3.1 目的.....	6
3.2 プログラム構成.....	6
3.2.1 適用範囲.....	7
3.2.2 マネジメントチーム.....	7
3.2.3 支部.....	7
3.2.4 地域.....	8
3.2.5 参加者.....	8
3.2.6 プログラム運用.....	8
3.3 SOTAプログラム施行日.....	9
3.4 参照番号システム（山岳 ID 番号）について.....	9
3.5 山頂定義のガイドライン.....	10
3.6 山頂の追加、削除.....	12
3.6.1 山頂候補選定.....	12
3.6.2 山頂の削除.....	13
3.6.3 P150M ルールを適用していない支部についての変更.....	13
3.6.4 新山岳リスト適用までの期間.....	14
3.7 アクティベータのルール.....	14

3.7.1	有効な EXPEDITION の条件.....	14
3.7.2	スコア.....	17
3.7.3	行動規範.....	17
3.7.4	EXPEDITION の実行能力.....	19
3.8	チェイサーのルール.....	19
3.9	SWL のルール.....	20
3.10	電波形式と周波数バンド.....	21
3.11	スコアシステムについて.....	21
3.11.1	シーズンボーナスオプション.....	22
3.11.2	アクティベータのスコア計算における優先順位.....	22
3.12	ドキュメンテーション.....	23
3.12.1	一般規則とアワードプログラムの管理.....	23
3.12.2	支部参照マニュアル.....	24
3.12.3	他の文書.....	25
3.12.4	優先順位.....	25
3.13	アワード.....	26
3.13.1	プログラムのアワード.....	26
3.13.2	その他のアワード.....	27
3.14	管理.....	28
3.15	情報公開.....	28
3.16	SOTA 運用周波数.....	28
3.17	商標と著作権.....	29
3.17.1	SOTA 名とロゴの使用.....	29

1. 更新履歴（日本語版）

Date	Version	Details
25-Jan-15	1.16_JA	Translation into Japanese by SOTA JA
18-Sep-2022	1.21_JA	Translation of latest SOTA GR V1.21

2. 用語定義

プロミネンスの明確な定義は下記のリンクを参照

https://en.wikipedia.org/wiki/Topographic_prominence

(訳者注：下記の定義はなぜか SOTA 一般規則から削除されてしまったが、有用なため旧版にあった下記の定義を日本語版では残すことにする)

この文書中に使用される用語の定義を下記に示す。定義された用語は先頭文字を大文字にすることによって表わされている。(例 “Activator”)

用語	定義
Activator	SOTA のために登録された山頂にて運用する局、個人もしくは、そのグループ
ASL	登録された山頂の標高
Association	ある DXCC エンティティもしくはその DXCC エンティティの中の一部、もしくは DXCC エンティティのグループ内の支部。支部はプログラムマネジメントチームによって承認され、一般規則を満足し、登録された山頂とその数値データを管理する
Association Reference Manual	支部によって個別に作成された文書であり、登録された山頂のリスト、数値データが記載され、その他のプログラムを運営するための有用な情報を記載するマニュアル

Summits on the Air – General Rules (JA)

用語	定義
Chaser	アクティベータと交信することで SOTA に参画する局
Class	プログラムに参加する形式、アクティベータとチェイサーがある
Col	2 つの山頂（ピーク）間の標高線の鞍部 サドルともいう
Entity	DXCC アワードに使われる DXCC リスト。 旧来 DXCC カントリーと呼ばれていたもの http://www.remote.arrl.org/awards/dxcc/rules.html 参照
Expedition	プログラムによって規定される最少 QSO 数を満足するアクティベータの山頂における運用
General Rules	すべての支部、および参加者が従う SOTA プログラムのルール
Incorporated	プログラムマネジメントチーム（SOTA 本部）によって支部参照マニュアル（支部ルール）が認証された時に正式に登録されること
International Reference Number	例として G/LD-003 や W2/WE-003 のようにプログラム全体を通して使用される山頂の識別山岳 ID 番号
IOTA	Islands on the Air RSGB（英国無線連盟）によって組織される島嶼との交信によって IOTA アワードプログラム
Management Team	世界的に運用される SOTA プログラム全体の管理組織（SOTA 本部）
Operating Position	アクティベータが登録された山頂で運用する送信設備の正確な位置情報
Participant	SOTA プログラムの中で活動する個人でありアクティベータ, チェイサー, SWL を含む
Programme (The)	Summit on the Air のこと（SOTA と略す）
Reference Number	支部の中で定義される山頂の山岳 ID 番号 例 LD-003
Region	支部の中で管理上分割される地理的なエリア
Relative Height	山頂の周囲との相対的な高度 沿岸地域では絶対標高高度とほぼ同意であるが、この数値は山頂からの標高差 150m 以内の運用地点の規定などに使用される Set of Rules 一般規則と支部参照マニュアルによって構成される支部のプログラムルール
Short Wave Listener	アクティベータ-チェイサーの交信を受信しアワード申請することによって SOTA に参加する個人

用語	定義
SOTA	Summits on the Air （プログラムとも呼ぶ）
Subdivision	DXCC エンティティ同様に広大な DXCC エンティティを小さなエリアに分割するプロセス
Summit Reference Number	（山岳 ID 番号）が割り振られた支部によって認証された山の頂上
Vertical Distance	サミット（山頂）と運用地点の標高差

3. プログラム規定

3.1 目的

SOTA（プログラム）の目的は、世界中の山岳から運用されるアマチュア無線を支援することを目的とし、すべての DXCC エンティティのアマチュア無線家にアワードを提供することである。（参照 <https://www.sota.org.uk/>） SOTA プログラムは厳格に審査、定義された山頂からの無線運用を支援対象とする。 プログラムへの参加は可能な限り広範囲に渡り、低山も含まれている。 その標高によって得点が加算されていく。 移動運用が対象であるが、自動車などの乗り物からの運用は対象外である。

プログラムは山岳で運用するアクティベータ、それを追いかけて交信するチェイサー、そして SWL リスナーの参加によって成り立つ。

アマチュア無線のアワードプログラムであると同時に S O T A は無線装置、特にアンテナについての知識、技術を養成し、CW やデジタルモードでの運用などの新たな技術の習得も支援する。（まだ、これらを始められていない方のために）

3.2 プログラム構成

3.2.1 適用範囲

SOTA プログラムは P150m ルール（最小プロミネンス 150m）が適用されたアワードプログラムであり、全世界の、そしてすべての無線愛好家の参画が可能である。対象の山頂が公の場所で誰でもアクセスできる場所であれば、アクティベータの山頂での運用に関しては何の制限もない。チェイサーと SWL リスナーに関しては、自分の国に SOTA 支部が存在していなくとも、どの地域からも参加が可能である。

3.2.2 マネジメントチーム

SOTA プログラムの全体を管理するため小規模なマネジメントチームが組織される。特にこのチームにてプログラムの一般規則（General Rules：この文書）を取り決めて支部からの提案などの最終判断、決定を行う。マネジメントチームは他の支部の参加者に対して、この業務への参画を呼びかけることもある。

3.2.3 支部

地理的に分割された SOTA プログラムの組織であり、支部（Association）として、このアワードプログラムに参加するため、一般規則に合意した上で設立される。その成り立ちの形態によって、次の 3 種類の支部が存在する。

1. 世界の DXCC エンティティごとに SOTA 支部を設立するように、エンティティが支部を形成する形のもの
2. 米国のように地理的に広大な DXCC エンティティの場合は、その地域をたとえば州や省として細分したエリアごとに支部を形成する形のもの
3. 地理的に小さな DXCC エンティティの場合は複数のエンティティでひとつの支部を形成する形のもの

各支部には支部に在住する支部マネジャー（Association Manager）が存在する。支部マネジャーは SOTA マネジメントチームの監修のもとで、山頂データの調査と P150m ルール

に基づく審査を行い、山岳リストを作成する。 支部マネジャーは他の支部参照マニュアル (Association Reference Manual) において定義される地域の適切なルールおよび必要なデータを取り決め、支部参照マニュアルを作成し、SOTA 本部のマネジメントチームにすべての点で SOTA 標準ルールを満足することを証明するために提案する。 山岳リストと支部参照マニュアルの両方が SOTA マネジメントチームで承認された時に初めてその支部が SOTA プログラムに参画できる承認を得ることとなる。 この時点以降 SOTA データベースへのスコア、記録の登録、SOTA Watch が含まれる。 SOTA Reflector への投稿は誹謗中傷や攻撃的な内容、不法な内容出ない限り、参加者が様々な議論をできる場となっている。

3.2.4 地域

支部の管轄エリア内には 1 つ以上の地域 (Region) が存在する。 それら地域は地理的、政治的に明確に定義される必要がある。

3.2.5 参加者

3 つのクラス (形態) の参加者がある: アクティベータ、チェイサー、SWL ポイントはそれぞれのクラスに別々にポイントが付与され、その得点数によって定義されたアワードが付与される。

アクティベータクラスではチームを構成し参加することも可能だが、ポイントは個人に対してのみ付与される。 クラブ局はアクティベータ、チェイサー、SWL とならない場合が多いが、個人がクラブ局のコールサインを使うことはクラブ局が認める限り可能である。 データベースへの登録も可能とする。

3.2.6 プログラム運用

SOTA プログラムはインターネット上でウェブサイト、電子メール等によって運営管理され運用コストは最小限に抑えられる。 SOTA プログラムはそのアワードや SOTA ウェブサイ

トショップ (<https://www.sota-shop.co.uk/>) を通じたドネーションなど、すべて自費負担にて運営される。

SOTA のウェブサイトはこちら <https://www.sota.org.uk>

(訳者追記 SOTA 日本支部のウェブサイトはこちら
<https://www.kawauchi.homeip.mydns.jp/sotajp/>)

Expedition に関する報告や、その他の SOTA プログラムに関してのトピックは討議グループ <https://reflector.sota.org.uk/> の中で行われている。

3.3 SOTA プログラム施行日

SOTA プログラムは 2002 年 3 月 2 日に開始された。各支部はそれぞれ SOTA に参画した施行日が別に設定される。アワード申請を行う山岳は、その山岳が所属する支部が設立された日時以降のものが使用可能。

3.4 参照番号システム (山岳 ID 番号) について

それぞれの支部の地域 (Region) ごとに固有の 2 文字の ID が付与される。それぞれの地域の中の山頂は 001 から 999 までの範囲で山岳 ID 番号が付与される。(現時点で数百以上の山頂が一つの地域内に存在しているところはないが、必要であれば地域の細分化を行うことになる)

支部ごとにこれにて固有の山岳 ID 番号が形成されることになる。例 LD-003 など 数字部分が 100 以下の場合は 0 を付加します。この参照番号 (山岳 ID 番号) は SOTA プログラムを通じ山頂の特定のために使用される。

この山岳 ID 番号を世界的に固有番号とするために SOTA 参照番号として支部を表わすプリフィックスを付加される。この SOTA 参照番号としては 2 通り存在し、

- エリアが細分化されていない場合、ITU の取り決めたプリフィックスを用いる 例 G/LD-003

Summits on the Air – General Rules (JA)

- エリアが細分化されている場合、ITU の取り決めたプリフィックスに細分 ID 番号を用いる 例 W2/WE-003

IOTA プログラムの参照番号との混乱を避けるため山岳 ID 番号は下記の文字は使用禁止とする。 AF, AN, AS, EU, NA, OC, SA

もし、測定精度の向上などで、山頂の位置データが変更になった場合、その新たな山頂点がオリジナルのアクティベーションゾーンの中にある場合は、オリジナルの山岳 ID 番号は保持されるが、それ以外の変更があった場合は、新たな山岳 ID 番号が割り振られ、オリジナルの山岳 ID 番号は削除される。 いかなる理由であっても登録した山頂が一旦削除された場合、山岳 ID 番号の再割り当ては行わず欠番とする。

3.5 山頂定義のガイドライン

それぞれの支部は支部の中の地形によって定義した山頂リストを作成する必要がある。 この定義は次のような基本ガイドラインを採用することを原則とする。

1. 支部は山頂の定義に十分な地理的な調査検討を行う必要がある。 SOTA マネジメントチームが定義した世界的な標準はプロミネンス 150m が確保されていることであるが、各地域の山岳密度を考慮し変更することを許可する場合がある。 このため 2012 年 12 月以降、いくつかの例外的支部にいて、P150m ルールではなく P100m ルールが適用されている場所が存在している。 これは非常に例外的な処置であり、通常は適用されることはない。 低いプロミネンスの適用は SOTA マネジメントチームによって厳格に判断したものである。 反論のある可能性はあるが、この P150 m のルールは通常は変更することはない。 他のアワードプログラム (HuMPS, WOTA) では P100m を適用している。 下記 6 項に示す条件に従い、このプログラムの中で承認される最小プロミネンスは 100m である。 P150m ではどうしても、その Entity、地域が SOTA に参加することができない場合の措置である。 150m よりも少ないプロミネンスルールで参加を希望する支部についてはその理由を明確にし、150m より少なくすることで、どれだけ登録山岳数に効果

Summits on the Air – General Rules (JA)

があるかを示す必要がある。 ガイドラインとして SOTA マネジメントチームは 150m の山頂が 2000 km² に 1 カ所でも存在している場合は認めることは無い。

2. 山頂は明確な頂上である必要がある。 つまり、支部で規定する山頂とコル（鞍部）の標高差が規定以上あることが必要。 この標高差よりも小さな、浅いコルしかない場合はひとつの山頂の一部として定義される。 この原則はそれぞれの周囲の山頂を含め、明かな山頂への登頂が必要なことを意味している。
3. SOTA プログラムは大自然の中での活動であり、必ずしも支部のエリア中での最高地点だけの運用だけに限定するものではない。 多くの参加者が運用するために、上記 1 に示す要求を満たす山頂であれば何処でも登録が可能である。 登録可能な山頂があるにも関わらず、この山頂の範囲を広範囲に対象にしていない支部参照マニュアル（支部規定）はマネジメントチームによって否決される場合がある。
4. 道路によってアクセスが可能な山頂であっても SOTA プログラムに登録することができるが、車両の中、また車両の近傍からの運用は認められない。
5. 山頂が複数の支部にまたがっている場合でも、ひとつの支部に登録する。 アクティベーションゾーンが一番広い支部に登録するが、アクティベーションはアクティベーションゾーン内であれば、どの場所からも可能である。 使用するコールサインは実際にアクティベーションが実施される地点の DXCC エンティティで規定されるものを使用すること。
6. 支部が非常に広範なエリアを持つが比較的山頂の数が少ない場合、マネジメントチームはその支部の一部のエリアにおいて、プロミネンス 100m ルールを許可する場合がある。 この低いプロミネンスルールを適用する場合は支部の広さ (km²) を P150m を満足する山頂の数で割った数字を考慮する。 この数字が 2000 以上である場合は P100m ルールがその「限定地域」に適用される可能性がある。 この計算結果を山岳密度 (Summit Density SD) と定義する。
 - A. P100m ルールを適用するエリアの広さが全支部のエリアの最低でも 45%あること
 - B. P100m ルールを適用する「限定地域」の広さが 250,000km²以上あること

C. 結果として得られた P150m エリアと P100m エリアは隣接し、ひとつの支部にひとつであること

また、正確な山頂からの運用は困難であり、不可能な場合もある。さらに SOTA の無線運用が他の登山家の邪魔にならぬようにすることも必要である。このため、それぞれの支部において、無線運用を有効と定義する山頂地点からの標高差が決められている。この標高差に含まれる範囲は山頂のアクティベーションゾーンとして定義される。通常は 25m である。25m 以外の数字とする場合、支部マネジャーは明確に根拠を示さなくてはならない、その上でマネジメントチームは経験をもとに検討する場合がある。

3.6 山頂の追加、削除

支部の山頂リストは、最初から完全である必要はない。SOTA プログラムを進める中で、支部において更改していくことが可能。山頂を支部の取り決める規定を満たすかどうかを検討しながら追加していくことが可能である。このように後日追加された山頂については参照する山岳 ID 番号が付与されたとき（開始日）から有効となる。開始日以前のアクティベーションは SOTA プログラムの中では無効である。

マネジメントチームは新たに提案された山頂が基準を満たすかどうか必要な情報提供を要求する権利を持つ。その情報は公的に開示され独立したもの（例 <http://www.peaklist.org/>）、政府機関の発行文書、または地形図の詳細研究結果であることが望ましい。この情報が提供されない場合は山頂は登録することはできない。

支部の山頂のアップデートは年に一回のみ可能。支部マネジャーはどこかの月で更新期間を選択すること。このアップデートの時期はマネジメントチームの負荷状況により変更する場合がある。マネジメントチームはこの更新について 2 か月前の通知を要求する。すべてのアップデートのタイミングはマネジメントチームの負荷状況に依存する。

3.6.1 山頂候補選定

SOTA 参加者による新しい山頂の追加や削除の候補は該当する支部マネジャーによって管理され SOTA マネジメントチームと変更についてやり取りを行うこと。 追加を要求する参加者は必要な情報を提示し地域マネジャーと支部マネジャーに条件を満足していることを示すことが必要。 この結果として SOTA マネジメントチームの承認を得た後、山岳 ID 番号と開始日が支部マネジャーから付与される。 その山頂での運用開始日はその後でのみ有効となる。

3.6.2 山頂の削除

山頂は必要な規定を満足しなくなった場合（例 測定精度の向上など）は削除される。 削除日前の運用によるクレジット（得点）は有効であり、削除後も保持される。

3.6.3 P150m ルールを適用していない支部についての変更

SOTA 始動時に参加した多くの支部については、近代的な山頂高度の調査、調査用ソフトが完備されていないものであったため、山頂のデータに誤りがあるものが存在し、誤って処理されたものがある。 あるケースではプロミネンスの考え方が誤解され、また SOTA マネジメントチームのリソースの欠乏などから詳細に検討されなかったものがある。

SOTA マネジメントチームはこれらの修正を行う。 現在プロミネンス 100m を適用している支部はどれだけ運用実績が有るか無いかに関わらず P150m ルールに変更する。 これは公平性を保つためにも全世界例外なく P150 m ルールを適用する。 この調査検討は技術革新により現時点では実現可能である。 ただし、変更以前のスコアについては引き続き影響は受けないこととする。

いくつかの P100m ルールを適用した支部は P150m ルールへの変更作業中であり、2015 年までに変更を完了することとなる。

Summits on the Air – General Rules (JA)

尚、すでに山岳密度を考慮したうえで 2012 年 12 月以降に新たに P100m ルールを適用した支部については、この変更は必要とされない。

3.6.4 新山岳リスト適用までの期間

登録されていた山頂が削除される場合、そのリストからの削除を該当する年内の期間保留し、アクティベーション、チェイス両方において有効期間を年内とすることが可能である。追加と削除両方において、各支部の支部マネージャーが希望する適用期間をリスト変更時に要求することが可能。

3.7 アクティベータのルール

すべての Expedition は、登山道およびその場所の使用にかかわる地域・固有の規則に厳格に従うこと。特にアクティベータは選択した山頂からの運用にかかわる必要な許可、ライセンスを保持していること。特に地主による許可無しでキャンプや宿泊を行うことが許されない場合がある。アクティベータは該当する山が立入禁止区域でないことを確認しなくてはならず、そのアクセスも時と共に変更されることも認識しなくてはならない。ここでいう確認とは、ウェブサイト、地図、近くの行政府やツーリストセンターからの通知、そして登山道にある通知をもって確認することである。許可が得られない場所、または公の場所以外からのアクティベーションは無効である。

3.7.1 有効な Expedition の条件

Expedition が有効と考えられるためには、次のことが満たされる必要がある。

1. 参加者はアマチュア無線の運用についてライセンスを保持していること。すべての局は各自の免許許可範囲（送信電力、運用モード、周波数、他すべての制限）で行うこと。高出力や制限された周波数は上級ライセンス保持者が運用できるものであり、ライセンス

Summits on the Air – General Rules (JA)

によっては運用が禁止されている。 使用するコールサインは個人として使用することが許可されているものであり、他者の監督、同席が不要であること。 これは運用者のライセンスクラスが低い場合、上級ライセンスの保持者の監督、同席がない限り運用が許可されない局（特別なコールサイン、社団局、コンテスト局など）があるため。

2. すべての運用はアマチュア無線の免許規定を満足し、該当する支部の存在する国、地域での許可されたアマチュア無線周波数バンドを使用すること。
3. 運用は車両の中からであったり、車両の近傍では行わないこと。 いかなる一部分も車両と接触していないこと。
4. 運用地点はアクティベーションゾーンの中であること。 運用地点は規定された標高差以内の閉じた等高線の中であること。 通常は山頂高度から 25m 以内であること。（訳者注： 双二峰のような場合、標高が登録した山頂から 25m 以内の標高差であっても、一旦山頂から 25m 下の等高線の範囲を出たら、その場所は登録した山頂ではないということ） 運用地点とは運用者のいる場所である。
5. 無線設備は運用地点までアクティベータチームによって運搬されること。
6. すべての無線設備は可搬電源設備（バッテリー、太陽電池、他）から供給されること。 定常的に設備されている商用電源や化石燃料を用いた発電機等の使用は一切認められない。
7. すべての運用はすべての法規制に則り、山頂に存在している送信装置を使って行われること。
8. 該当する山頂からのアクティベーションと認められるためには、最低限 1 つの QSO がその山頂から行われること。 また、山頂からの運用ポイント獲得のためには最低 4 つの異なる局との QSO が必要。（訳者注： 前者は運用した山岳の数としてカウントするため、後者はその運用におけるポイント獲得のため） QSO はお互いのコールサインとシグナルレポートを交換すること。 そして山頂の山岳 ID 番号を各 QSO 中に通知することを強く推奨する。 山岳 ID 番号を毎回伝達しなくていいのは CW 等の時間の掛かる QSO であり、この場合は、いくつかの QSO 中に一度送出することで良い。 よくチェイサーがや

Summits on the Air – General Rules (JA)

る間違いとして SOTA 掲示板にスポットされた山岳 ID 番号を間違えて登録してしまうことがあるが、しばらく送出不い場合にはアクティベータに山岳 ID 番号を確認すること。

9. 同一のアクティベーションゾーンからの運用者との QSO はカウントに含めない。
10. 地上のリピーターを経由した QSO はカウントに含めない。 衛星やバルーンを使ったリピーター経由の QSO はカウント可能。
11. アクティベータ のポイントはオペレータに帰属し、使用するコールサインに関わらず有効。 しかしオペレータはそのコールサインの運用の許諾は得ていることが必要。 同一局であっても複数のオペレータがアクティベータ ポイントを申請に使用できる。 それぞれの個人オペレータがそれぞれ必要な最少限の QSO 数を満たす必要がある。
12. アクティベータはポイント請求のために Expedition のログデータを提出する必要がある。 またログ提出がない場合、チェイサーからの申請を実証するためにアクティベータはログ提出を求められる場合がある。 ログデータは SOTA のウェブサイトにあるエントリーフォームを用いて作成すること。 詳細は SOTA のウェブサイトを参照。（訳者注：HOTACA 等ハムログからのフォーマット変換ツールがある）
13. 山頂が複数の支部のエリアにまたがる場合であっても、どれか一つの支部でポイント請求すること。 その山頂は一番大きなアクティベーションゾーンを占める支部で登録する。 アクティベーションは、どのアクティベーションゾーンからも可能であり、その山頂が登録されていない支部の地点からも可能である。 ライセンスの適用範囲で規制されない限りアクティベータの位置は、その（訳者注： 適用範囲の）運用地点にあること。（訳者注：日本では一つの地域（都道府県）でのみ山岳が登録されているので上記のようなケースはない）
14. すべての SOTA 運用はこのプログラムの精神に基づいて実施されることが求められる。 アクティベーションがこのプログラムの精神に基づいて実施されなかった場合、そのアクティベーションは失効となり別の制裁が適用される可能性がある。

15. 2つの支部（訳者注：国をまたがる支部）が隣り合い、その上に山頂がある場合、アクティベータは自分の所属する支部・国のアクティベーションゾーンににとどまること。同じ山頂でそれぞれの支部・国で登録されていた場合は、その件を関係する支部にその山岳 ID 番号を報告すること。その後どちらの支部がその山岳を登録するかを建設的に協議検討する。もし支部マネジャーどうしで解決できない場合は SOTA マネジメントチームにてどちらの支部に登録するかを決める。

3.7.2 スコア

アクティベータは上記の最低 QSO 数を満足する限り、総 QSO がいくつであろうがアクティベーションのポイントを申請可能。山頂での運用は何度でも可能であるが、同一の頂上における、同一の個人の運用のアクティベーションポイントの申請はカレンダー年の中で 1 回とする。もし後になってアクティベーションを行った時期がシーズンボーナスの適用時期であった場合は、データベースがシーズンボーナスをアクティベータのポイントに付与する。なお、申請に際し QSL カードの獲得は必要ない。

3.7.3 行動規範

SOTA プログラムへの参加はだれでも可能であるが、SOTA ウォッチ（訳者注：SOTA のクラスターのようなもの）や SOTA データベースなどの使用に関しては登録が必要。しかし、参加者が SOTA の目的に反する使い方をしたような場合は、SOTA マネジメントチームはそのようなシステムの使用や事前登録されたデータの使用を禁止する場合がある。これは極端にまれなケースと思われるが、このような場合においては SOTA マネジメントチームの決定は最終判断となる。これが全部のケースではないが、このような認められない行為の代表としては下のようなものである。

1. SOTA ウォッチ上の利用規定の継続的な違反をした場合
2. SOTA において無効なデータベース登録をし、ポイントの要求をした場合
3. SOTA 本部のマネジメントチームや他の SOTA 参加者を脅迫したり、虐待した場合
4. SOTA 規則に対しての継続的な違反をした場合

5. SOTA ソフトウェア（セキュリティチェックを無視するか、別のユーザーに成り済ますことを含む）の不正使用をした場合
6. SOTA の評判を落とすような行為をした場合

SOTA の評判を落とすような行為をする例としては、下記のような常識的な行動ができない場合を含む。

アクティベータは、環境に少しのダメージを与えてもいけない。これは故意であるか、注意不足から生じているかに関わらず、山岳自体や、壁、フェンス、生物、建物、その他にとってのダメージを含む。 ゴミを残すことを避けるために十分な注意がされなければならない。それらのダメージは環境を悪化させ、生物に潜在的に危険を残してしまう。 山火事が発生するリスクがある場所では、火災を防ぐべく用心深く行動する必要がある。

アクティベータは、山岳にいる他の人に十分配慮した上で行動しなければならない。過度の雑音、無線機材やアンテナの配慮無い設営、それらは、とうてい許容できないものであり、潜在的に SOTA プログラムのイメージを悪化させる事になる。 私有地や他者の財産を不法侵害することはいかなる理由でも正当化はできない、そして、地主の要求には絶対に従わなければならない。 山岳運用に際して車両を駐車するとき、道路や出入口を妨げることを避けるように注意が必要である。 もし、その車両に SOTA ステッカーが貼ってあるならば、あなたがその場に不在だとしても SOTA のイメージを悪化させることとなる！

アクティベータとチェイサーは、当人の許可された免許の範囲内で、いつでも運用しなければならない。SOTA プログラムへ参加することは、オンエア時の当人の言動をアマチュア・バンド内の他のユーザーの前で白日にさらされる訳であり、そのような罵詈雑言や、故意による妨害のような不正行為は許されるものではない。

チェイサーは困難な状況で運用しているアクティベータに対して十分配慮することが必要。順序良くマナーをもってアクティベータを呼ぶことが必要。 アクティベータが運用している周波数での呼び出し、パイルアップの最後に聞こえる局になろうとした恣意的な長い連続コール、アクティベータが聞こえないにも関わらず呼ぶこと、アクティベータを必要以上に山頂にとどまらせることにつながるロング QSO。 自局の使用設備を詳細に説明したり、必要のない質問を繰り返し QSO を長引かせるのはアクティベータにも、待っているチェイサー

にも非常に不愉快なものである。 アクティベータの運用する周波数でチューニングを取るのも最悪マナーの典型である。 このような無神経ともいえるチェイサーの運用は大勢の人が SOTA の運用から受ける楽しみを妨害している。 このような局に対しては一時的に SOTA データベースへのアクセス、ウェブサービスのアクセスを遮断するなどの制裁措置が取られる可能性がある。

同様に SOTA Watch でも、利用規約に反する攻撃的な、そしてひどい書き込みについても適用される。

SOTA のスポットやアラートは運用する周波数、モード、時間、コールサイン等以外の一般的なメッセージ交換、掲載の場所ではない。 継続的に乱用する者に対しては制裁を科すことがある。 参加者はすべてこのプログラムの精神に則り、マナーを持った運用をすることがゴールデンルールとなる。

3.7.4 Expedition の実行能力

アクティベータは自らが計画した Expedition を実行する能力がなければならず、適当な無線機材を可搬し、地形を考慮し、気象状況、その他に対処しなければならない。 そして、アクティベータは完全な自己責任で SOTA プログラムに参加することになる。 SOTA プログラムは怪我や死亡事故、または他のいかなる損害に対する責任も取ることはできない。 アクティベータは、登山というものが本質的に危険を伴う行動であることを認識していただきたい。 山岳において事故は常時起こる可能性があり、その可能性も高い、このリスクや危険の増減は SOTA プログラムは一切関与することはできない。

3.8 チェイサーのルール

1. チェイサーは、必要な無線設備の運用に関わる免許を持っていないなければならない。

Summits on the Air – General Rules (JA)

2. チェイサーは山頂における Expedition との QSO を行わなくてはならない、また、少なくとも両者のコールサインと双方向でのシグナルレポートの交換が必要。可能な場合は、SOTA の山岳 ID 番号は QSO の一部として得られなければならない。
3. 2004 年 1 月 1 日から有効になったこととして、ある 1 か所の山頂との QSO は 1 日 (00:00 から 23:59 UTC) 1 回だけが得点となる。
4. 地上のリピーターを経由した QSO は、得点として加算できない。衛星や凧、バルーンを使ったリピーターを使った QSO をカウントすることは可能。
5. アワードを取得申請を行うチェイサーは、申請に関わるすべての Expedition との QSO の詳細なログデータの提出が必要となる。
6. QSL カードは必要ではない。SOTA のデータベースを QSO の確認に使用する。
7. アクティベータも他の山頂にて運用されている Expedition との QSO をチェイサーの得点として申請できる。
8. スコアは一回の Expedition において一つの QSO だけがカウントされる。複数の QSO は同じ Expedition の場合ポイントにならない。

3.9 SWL のルール

1. アマチュア無線の免許を持つ必要は無く、誰でも SWL 部門に参加することができる。
2. SWL は山頂からの Expedition と他のアマチュア無線局との間で行われる QSO を受信しなければならない。そして、その QSO において、少なくとも両者のコールサインと双方向の RST レポートが交換され、この情報が記録されなければならない。QSO の一部として伝達される、SOTA Reference Number (山岳 ID 番号) は、記録されなければならない。
3. 2004 年 1 月 1 日から有効になったこととして、ある 1 か所の山頂の受信レポートは 1 日 (00:00 から 23:59 UTC) 1 回だけが得点となる。
4. 地上のリピーターを経由した QSO の受信レポートは、得点として加算できない。衛星や凧、バルーンを使ったリピーターを使った QSO をカウントすることは可能。
5. アワードを取得申請を行う SWL は、申請に関わるすべての Expedition との QSO の受信レポートと詳細なログデータ提出が必要となる。
6. QSL カードは必要ではない。

Summits on the Air – General Rules (JA)

7. スコアは一回の Expedition において一つの QSO の受信だけがカウントされる。 受信した複数の QSO は同じ Expedition の場合ポイントにならない。

3.10 電波形式と周波数バンド

すべてのアマチュア無線の電波形式と周波数バンドが SOTA プログラムで有効である。

3.11 スコアシステムについて

運用される山頂の標高によるポイント(下記参照)は、これが明らかに非実用的でない限り、スコアシステムとして導入されなければならない。 各々の山頂は、その標高によって特定の加算点が与えられる。 6つの標高バンドが運用地点の標高（メートル表記もしくは、オプションとしてフィート表記）で定められていて、その加算点と標高の関係は各支部によってそれぞれ定義されている。 支部ごとに決められる標高バンドは、支部マネージャーによって定義され、支部ごとの参照マニュアルで示されなければならない。 得点ポイントは、以下の通りにアクティベータとチェイサーに与えられます：

標高バンド 1	1 ポイント
標高バンド 2	2 ポイント
標高バンド 3	4 ポイント
標高バンド 4	6 ポイント
標高バンド 5	8 ポイント
標高バンド 6	10 ポイント

該当する支部のエリアが比較的低い標高である場合、たとえばベルギーやマン島のような地形において山頂を各々の高さバンドに割り当てることができない場合や、不可能な場合がある。 このような場合、より標高バンドのいくつかは、省略される可能性がある。

Summits on the Air – General Rules (JA)

注意：SOTA マネジメントチームは必要に応じて、プロミネンスが 150m に達しない山頂のスコアを 0 点にできる権限を持つ。通常上記「標高バンド 1」が 0 点になるのは避けたいが。

3.11.1 シーズンボーナスオプション

支部によっては SOTA マネジメントチームの承認を得たうえで、Expedition を行うアクティベータに対してシーズンボーナスポイントが与えられる場合がある。シーズンボーナスとは追加で登山のための安全器具や装備、技術が必要となる季節をボーナス期間としてボーナスポイントを付与している。例として冬季や季節での温度変化が過大であったり、別の要素を考慮して適用される。他の例としてはモンスーンシーズン、高温の夏期など。

どの地域においてもシーズンボーナスは年に 1 時期だけ付与され、その付与期間は最長でも 4 か月を越えないこととする。冬季のボーナスポイントについては決まった高さ以上の高い山頂についての Expedition についてのみ付与され、夏季のボーナスポイントについては高度に関与せず付与され、すべてのケースにおいてボーナスポイントは 3 点とする。支部マネジャーは SOTA マネジメントチームと協議の上、また安全上の配慮をしたうえで、各自の支部においてのシーズンボーナスを取り決める。この際、ボーナスポイント付与の期間、最小標高高度を取り決める。

地理的に大きな支部においては地域ごとに異なるシーズンボーナスの仕組みを取り決めることができる。支部マネジャーはその構想の要請を必要資料とともに SOTA マネジメントチームに提出する必要がある。

3.11.2 アクティベータのスコア計算における優先順位

アクティベータが 1 年の間に複数回の山頂からの運用を行う場合には、アクティベータはどの Expedition を使って得点を請求しても良い。1 つの Expedition がシーズンボーナスが適用される期間の間にある場合、Database がボーナスポイントを付与する。

3.12 ドキュメンテーション

SOTA ドキュメント類は Microsoft Word 文書を使って作成、維持管理されて、アドビ PDF 形式で公開される。すべての SOTA 文書は、正確に SOTA スタイルに従うように書式を設定されなければならない。テンプレートは、請求があれば提供することができる。

文書が公式に公開されたことを示すために SOTA マネジメントチームによって発行されるユニークな文書番号を、すべての文書に付与される。すべての公式に発行された文書はリストとして登録される。

3.12.1 一般規則とアワードプログラムの管理

1. 一般規則（この文書）は、SOTA プログラムを運用する基礎構成を定義している。この一般規則は SOTA マネジメントチームによって維持管理される。多くの人にとって明確となるように英語によって記述される。他の言語による訳文も SOTA Website に存在する。
2. 一般規則に従わない支部については、SOTA のアワードプログラムにおいて、その支部の山岳リストに対しての承認を得ることはできない。ただし、これは他の国や支部におけるアクティベーションやチェイサーを禁じるということではない。
3. このアワードを計画したマネジメントチームはすべての支部がこの一般規則に従うことができるよう努力する。技術革新の許す限り、支部の作成した山岳リストの定期的な点検・評価も実施する。定期点検により、新たな山頂の登録や削除を行い、支部マニュアルの改定も実施される。
4. どの支部もこの一般規則から逸脱することは許されない。
5. マネジメントチームが起こした失敗や間違いは、それが無知から来るものであろうが、乏しい確認判断によるものであろうが、いかなる理由であっても、支部との協力のもとで誤りを正しくする。これにより一般規則の一貫性を確保していくことになる。この是正処置が、その支部の既存のスコアシステムに影響を与える場合、マネジメントチームは実際に新支部の山頂リストの施行前に（最大 1 年間の）猶予期間を設け、その間の参加者のアクティベーションもしくはチェイスを可能とする。

6. 山岳リストに誤りが認められた場合、または山頂が複数の支部間で二重登録されていた場合、マネジメントチームは関係する支部の支部マネジャーから、問題の解決および一般規則に対して一貫性を保つためのサポートを得る必要がある。多くの場合、このケースはヨーロッパの支部におけるものであり早急に解決する。これらの問題に対して支部マネジャーは前向きに、そして同じアマチュア無線という趣味を伴にする仲間として協力の精神に基づいて対処する。
7. SOTA は小規模なボランティアによって成り立つ国際的アワードである。SOTA はクラブではなく参加者はメンバーである必要はない。つまり、このアワードプログラムに参加する、しないは個人の選択によるものである。様々な装置、サービスは完全にそしてどの時点においても無料である。SOTA Watch、SOTA Database、SOTA Cluster、SOTA Reflector これらはドネーションやアワード、物品の販売によって成り立っている。さもないとアマチュア無線家に多大な費用が掛かることだろう。何をもってアワードに賞すべきかを最終的な判断は SOTA マネジメントチームの決断に依存することは今後も変わらぬ事実である。

3.12.2 支部参照マニュアル

各々の支部マネジャーは支部参照マニュアル（ARM）を作成しなくてはならない。そして、それは支部の地域ごとの必要性に応じて SOTA プログラムをカスタマイズする固有のデータから成り立つ。

英語で、そして、任意でその支部にふさわしい他の言語によって、支部参照マニュアルは発行される。

支部参照マニュアルは、以下のセクションから成り立つ：

- 第 1 章 更新管理
- 第 2 章 支部参照データ。

この支部固有の SOTA 運用ルールが最低限含まれていなければならない。さらに、この部分は参加者にとって有用な情報を含むことがある。

- 第 3 章 山頂参照データ。

この章は、SOTA データベースに登録されている山頂データのリストである。テーブルは支部内の地域ごとに分けられる場合があり、参加者にとって有用となる地方に特有

Summits on the Air – General Rules (JA)

の情報も含むことがある。 このテーブルで必要とされる最小限の情報は、以下の通り：

1. SOTA 番号。 山頂の山岳 ID 番号。
2. 山岳、山頂の名前。望ましくは、これは、該当する地域の地図の上で示される名前
でなければならない。 名前が示されないならば、地元で使い古した名前が使われ
る場合もある。
3. 場所。 誤差 250 メートル以下の精度を持つ、十進法で表わされた緯度と経度を使
用したもの。場所については、他フォーマット（例えばメーデンヘッド・ロケータ
ー・システムまたは全国的に認められた矩形の参照システム）で指定されている場
合がある。
4. メートル単位の山頂の海拔高度。
5. フィート単位の山頂の海拔高度。
6. 山頂に付与される得点ポイント。

新しい山岳、山頂データを追加したり、他の変更が必要になった場合に、この支部参照マニ
ュアル（ARM）を維持管理することは、支部マネジャーの責任である。 データに変更がな
されるときはいつでも、支部マネジャーは SOTA マネジメントチームに改訂されたマニ
ュアルと関連データベースファイルを送らなければならない。 発効日は、支部マネジャーと
SOTA マネジメントチームの間で同意されなくてはならない。 支部参照マニュアル（ARM）
は、SOTA マネジメントチームによって正式に認証されなくてはならない。 支部参照マニ
ュアル（ARM）が順当に認可されたとき、該当する支部は初めて該当する国、地域での運用が
認められる。

3.12.3 他の文書

上記以外の文書は、必要に応じて作成される場合がある。

3.12.4 優先順位

Summits on the Air – General Rules (JA)

支部参照マニュアルとの解釈の間にいかなる理解の相違がある場合でも、この一般規則のほうが優先される。一般規則は、公式、非公式を問わず、他の全ての SOTA プログラムに関連した文書より優先される。例えば、運用ガイドライン (Activator's Guidelines 等)。一般規則が他国の言語に翻訳された場合に、理解、解釈に相違がある場合は、英語版が他の言語版よりも優先される。

3.13 アワード

SOTA はそのトレードマーク、名称、ロゴを使用した正式な SOTA アワードを提供する唯一のアワードプログラムである。各地域の支部で発行するアワードが存在する可能性はあるが、SOTA の名称の使用、トレードマークのロゴその他は SOTA マネジメントチームの許可の下で実施される必要がある。

3.13.1 プログラムのアワード

アワードとトロフィーは全ての SOTA プログラムで達成を認めた場合に付与される。すべての支部からの申請が有効である。アワードには、2 つのカテゴリーがある：

- All Summits Award 賞：一般規則の 3.7 章、3.8 章、または、3.9 章の取り決める基準ですべての山頂をカウントするもの。
- Unique Summits Award 賞：アクティベーションの数とは無関係に、各々の山頂との交信を一度だけカウントするもの。

アワードのカテゴリーごとに、その数が 100、250、500、1000、2500、5000 ポイントと順次受賞を受ける。アクティベータ、チェイサーと SWL 部門で別々のアワードを得ることができる。

All Summits Award 賞カテゴリーにおいては、請求に基づいて以下のトロフィーが授与される：

Summits on the Air – General Rules (JA)

- 1000 ポイントを達成したアクティベータに対し「Mountain Goat (山のヤギ)」トロフィー。
- 1000 ポイントを達成したチェイサーに対し「Shack Sloth (シャックの怠け者)」トロフィー。
- 1000 ポイントを達成した SWL リスナーに対し「SWL」トロフィー。

すべてのアワードとトロフィーは、請求が有り次第、SOTA マネジメントチームのアワード管理者によって、オンライン・データベースにアップロードされるログに基づいて審査され、発行される。発行、付与に関わる費用は料金として申請者に請求される。

その他のアワードも発行される。これらは Summit to Summit アワード、SOTA 完全制覇アワード（アクティベーションとチェイスの両方を達成した場合）、Mountain Explorer (どれだけ違う支部の山頂から運用したか) またこれに相対する Mountain Hunter (どれだけ違う支部の山頂からの運用をチェイスしたか)、SOTA10 周年アワード、マイクロ波アワード、様々なカテゴリーや困難さを競うものである。それに加え、12m,10m,6m での運用に限定したチャレンジアワードなどもある。詳細は SOTA Shop を参照。

<https://www.sota-shop.co.uk>

SOTA チャレンジについてはその時々で開催されている。最初のチャレンジは 12m バンドの活性化を目的としたものであった。SOTA マネジメントチームはこれらの開催時期やアワード内容について参加者に通知していく予定である。

3.13.2 その他のアワード

SOTA プログラム全体に関わるアワードとトロフィーに加えて、各国支部は支部ごとのアワードシステムを制定することができる。そして、それは支部マネジャーによって授与される。これらのアワードシステムは、支部参照マニュアルで定められなければならない。これらのアワードについても SOTA マネジメントチームの承認が得られ次第、SOTA のウェブサイトにて定義していく予定である。これらのアワード発行に関してサポートが必要な場合は提供していく。

3.14 管理

SOTA のマネジメントチームはボランティアを原則として SOTA プログラムを管理し、すべての支部での SOTA プログラム活動に対して全体的な責任を持つ。 SOTA マネジメントチームの決定は最終決定である。 SOTA マネジメントチームは支部ごとに支部マネジャーを任命する（通常当該国に在住する国民）。 そして、その人はその支部で SOTA プログラムの活動においてアドバイスする役割を持つ。 特に、支部マネジャーは、該当する支部のために支部参照マニュアルを作成し、維持管理し、SOTA マネジメントチームと共にその内容を承認する。 支部組織内で支部マネジャーが不在であることが見つかった場合、新任の支部マネジャーが任命されるまで、SOTA マネジメントチームがこの役割を担う。 支部マネジャーは、必要に応じて独自の判断で、支部内の細分化された地域で、地域マネジャーを任命し、ローカルでの知識を支部マネジャーと SOTA マネジメントチームに提供する。 地域マネジャーは、その地域を訪問するアクティベータのためのアドバイスを提供するために、コンタクトされる場合がある。

SOTA マネジメントチームはこれらについて、連携するメンバーに援助を要請する場合がある。

3.15 情報公開

山頂でのアクティベータ（運用者）は、チェイサーが QSO を行う機会を増大するために、もともとアクティベータが計画したペディションの内容を公表することを奨励する。 興味を持つグループや参加者は、この目的のために、インターネットのシステムを構築している。 また山岳 ID 番号を付与された山岳リストは、ウェブ上で公開され、支部のプログラム規則についても、ウェブサイト上で公開されている。

3.16 SOTA 運用周波数

SOTA プログラムのために指定された周波数は存在しない。しかし、アクティベータが特定の Expeditions のために運用中である周波数を予告提案することは奨励される。ほとんどの運用は QRP であることが想定されるが、国際的に認められた QRP での運用周波数の使用についてはよく考慮する必要がある。これはチェイサーは QRO である場合が多く、この QRM は避けるべきである。アクティベータはこのチェイサーからの QRM を避けるために国際的 QRP 周波数から十分なオフセットを考慮すべきである。

3.17 商標と著作権

「Summits on the Air」、SOTA と SOTA のロゴは、SOTA プログラムの商標である。また、プログラムによって公開されるすべての文書は、SOTA プログラムが著作権を持つ。いかなる文書またはデータも、許可なくコピーして商用もしくはウェブサイトで公開してはならない。

3.17.1 SOTA 名とロゴの使用

SOTA プログラムに明らかに関連があり、非商業的な目的のためであれば、SOTA 名とそのロゴは自由に使用することができる。例えば、QSL カード、または、個人ウェブサイトの一部として、SOTA のロゴの使用をすることができる。

SOTA 名またはロゴを利用することを望んでいる商業的な組織は、SOTA マネジメントチームと、その計画についてあらかじめ合意を得る必要がある。

いかなる場合でも、SOTA ロゴは内容、色と縦横比などを変更することはできない。縦横比を保った状態での、ロゴ全体のサイズについては、文書の配置に合うように調整することができる。

Summits on the Air – General Rules (JA)

SOTA ロゴがウェブサイト上で使われる場合、ロゴ・グラフィックは公式 SOTA ウェブサイト (<http://sota.org.uk>) へのリンク情報を含めることができる。 SOTA ロゴ・グラフィックから、上記以外の他のサイトへリンクについては許可されない。

SOTA Management Team